

議案第 号関係

平成29年度
事業計画書

社会福祉法人
南風原町社会福祉協議会

基本方針

本会は、創設以来住民のいのちと暮らしを地域で守り、高めていく役割を担い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町民の福祉ニーズを受け止め、公的福祉の充実を働きかけるとともに、住民主体の地域福祉活動、在宅福祉サービスを企画・実施してきました。

近年における国の社会福祉関係の主な動向は、社会福祉法の改正にともなう、経営組織のガバナンスの強化をはじめ事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務等を大きな柱とした社会福祉法人制度の改革が行われるとともに、一億総活躍プランに基づいた地域共生社会の実現が目指されております。

また、これらの社会福祉を取り巻く背景には、少子・高齢社会、単身世帯の増加をはじめ、家族機能の低下や住民相互のつながり・絆の希薄化などによる社会的孤立、虐待、生活困窮者の増加といった福祉課題・生活課題は複雑・多様化し深刻化している状況があります。

本町においても、急速な都市化による人口・世帯数が増加する一方で字・自治会、地域組織への加入率の低下傾向が続いており、このような地域における関係性の希薄化は、地縁組織活動や住民相互の助け合い活動にも大きな影響を与えており、さまざまな福祉課題・生活課題を顕在化させています。

このような中、本会では第一次地域福祉推進計画で示された「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」の実現に向け社会福祉に関する事業・活動に取り組んでいるところです。その主な事業・活動として、昨年度に引き続き「社会的孤立対策モデル事業」「生活支援体制整備事業」「子ども等貧困対策支援事業」などを実施するとともに制度では対応しにくい課題解決に向け、開拓性・先駆性・創造性の原点に立ち帰り、町民のあらゆる生活課題を受け止め、他機関との連携、部門間を横断して解決をめざす総合相談・生活支援体制の構築を図り、社協が使命としてきた地域福祉を推進します。

また、地域福祉の推進主体が多様化するなか、本会は、公共性・公益性と民間性を併せ持つ地域福祉を総合的に推進する中核組織として、急速に深刻化している社会的孤立など制度のはざまの問題に、町民、多機関協働による総合的・包括的支援ネットワークを構築し課題解決に向け、中心的役割を担えるよう努めます。

本会は、これからも町民一人ひとりを福祉を切り拓く主体者と位置づけ、常に住民主体の理念に基づき、町民が抱えるさまざまな課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、気づき・協力することによって住民主体の地域福祉とその基盤であるコミュニティづくりを推進するため、次の事業を重点的に実施します。

重点目標

1. 経営体制の強化

福祉課題・生活課題が複雑多様化するなか、本会には公共性・公益性の高い組織として地域福祉向上に向け、その社会的使命を果たすことが求められており、経営基盤強化計画に基づき組織体制及び財政基盤の強化を図ります。

特に、事業にかかる意思決定や事業執行について責任を負う執行機関としての理事会や重要事項の議決機関である評議員会については、それぞれの機能を十分発揮できるよう、事務局からの情報提供を密にし、より一層の連携強化を図ります。

また、企画・広報委員会及び総務・財政委員会をはじめ各委員会についても、積極的な住民参加を図りながら町民の意見を社協事業に活かし、効果的な事業・活動の展開が図れるよう、その機能強化に努めます。

さらに、住民に支えられた社協づくりを進めるため、会員加入の強化に取り組み、会費、寄附金等の自己財源及び補助金、受託金等公費財源の安定的確保に努めます。

職員においては、社会福祉の専門家集団としての自覚を持ち、日々の業務の追求を通して自己研鑽に努め、常に地域の福祉課題に目を向け、住民主体の活動原則を念頭に置いて業務を遂行し、自らの業務について町民に説明責任が果たせるよう努めます。

2. 広報・啓発活動の強化

住民が地域で安心して暮らし続ける上で福祉情報は重要であり、必要な支援を受けるためには、住民に情報が行き届くとともに、住民自身が社会福祉に対する関心を高める必要があります。

社協だより「ちむぐる」が福祉教育情報紙としての機能を果たし得るよう、内容の充実を図るとともに毎月発行を維持し、福祉情報の発信強化に努めます。

また、各種福祉週間・月間行事の広報啓発、ホームページ（ブログ）やマスコミ等の積極的な活用で絶えず新しい福祉情報、社協情報を発信し、地域福祉懇談会や社協事業・活動への住民参加を通して社会福祉に対する関心を高め、意識の高揚を図ります。

3. 支えあう地域づくりの推進

住民の生活課題をより身近な地域で受け止め、住民参加の視点で解決を図るため、字・自治会単位で組織化された小地域福祉ネットワーク活動、福祉協力員を支援するとともに、ファミリーサポートセンター事業及びまちづくりサポ

ートセンター事業をはじめ、地域支え合い体制づくり事業の実施をとおして住民の主体形成と地域の福祉力の向上を図ります。

また、社会的孤立対策モデル事業において、地域から孤立し、自ら解決することができない方々に対して、地域住民が顔の見えるつながりの中で主体的につながりあい、孤立させない地域づくりをめざします。

支えあうまちづくり事業や在宅介護支援センター事業においては、積極的なアウトリーチにより地域住民の福祉課題を把握し、社協が実施する各種事業及び住民の地域福祉活動により問題の解決が図れるよう努めます。

さらに、生活支援体制整備事業において、高齢者の生活支援ニーズの把握及び社会資源の把握等を行い、関係者間とのネットワークの構築、地域における生活支援、介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加等の体制の整備に向けた取り組みを推進します。

4. 福祉教育及びボランティア活動の振興

「福祉教育推進基本方針」に基づき社協が実施する事業・活動において福祉教育的機能を意識し、従来の児童・生徒を中心とした福祉教育に加え、地域を基盤に住民をはじめ行政・学校・福祉施設・企業等と連携した福祉教育の展開へ、その取組みを強化・推進します。

また、制度では解決できない様々な福祉課題を多様な組織・団体、住民が連携したプラットフォームを構築し、協働で課題解決が図られるよう体制づくりに取り組みます。

さらに、福祉教育及びボランティア・市民活動の推進を図るためボランティアセンター運営委員会の設置及びボランティアセンター基盤の強化・充実を図ります。

5. 地域総合相談・生活支援体制の構築

生活課題がより多様化・深刻化するなか、福祉総合相談事業をはじめ、在宅介護支援センター事業、支えあうまちづくり事業、障がい者相談支援事業、貸付事業、各種福祉サービスの実施をとおして地域の福祉ニーズの把握を行い、その実状やニーズを踏まえ日常生活の自立や社会参加等を推進するため、関係機関等との連携による相談体制の構築に努めます。

また、経済情勢や雇用環境の厳しさが長期化し、低所得等の何らかの生活課題を抱えた世帯への支援は重要性を増しており、子ども等貧困対策支援事業においては、町内福祉関係者と行政等のネットワークにより、就労支援及びフードバンク等を活用した食料支援、ファミリーサポートセンター利用者への経済的支援、養育支援訪問事業の実施をとおして、相談から支援までつなげ総合的に生活の安定を図ります。

住民が抱える不安や悩みなどの相談を確実に受け止め、住民がより身近なところで地域とのつながりを持ちながら問題解決が図れるよう、関係機関・団体はじめボランティアなどの連携による切れ目のない支援ネットワークづくりの取り組みをとおして、地域総合相談・生活支援体制の構築に努めま

す。

6. 社協らしい在宅福祉サービスの展開

住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという想いを実現するため、栄養改善事業（配食サービス）、一般高齢介護予防通所事業を始めとした在宅福祉サービスを実施し、各部門間の連携を密にして予防や生活支援といった切れ目のないサービス提供体制の構築を目指します。

また、公的サービスだけでは解決の図れない「制度のはざ間」にあるニーズに積極的に応えるため、まちづくりサポートセンターによる支援等、先駆性・開発性を発揮した事業・活動の展開に努めます。

訪問介護（ホームヘルプサービス）事業に従事する訪問介護員は、サービス提供をとおして高齢者世帯等の生活課題を把握し、社協が実施する各種事業・活動につなげることでその生活を総合的に支援することができるよう、従事職員の意識づけと資質向上を図り、利用者の視点に立った効果的・効率的な事業運営に努めます。

7. 第一次地域福祉推進計画の着実な推進

地域福祉活動計画と地域福祉計画が一体となった「地域福祉推進計画」の着実な推進を図るため、行政との強力なパートナーシップのもと取り組んでいきます。

また、町民の視点に立った施策の展開を確保するとともに、専門的、第三者による客観的見地からの評価を行うため、計画評価委員会を行政と共に毎年開催します。

さらに、年2回の事業総括会議をとおして、事業・活動の遂行状況とその効果について検証し、統廃合も含めた事業・活動の見直しを行います。

事業実施計画

1. 会務の運営

執行機関としての理事会及び重要な事項について議決する評議員会が、ともにその役割を十分発揮できるよう、事業評価の報告、経営分析情報の提供などを行ない、その機能強化に努めます。

毎月、正副会長会を開催し社協運営状況の把握・共有を図り、組織体制及び組織運営の課題に対応していきます。

- (1) 理事会・評議員会の開催
理事会 年5回（6月、8月、10月、1月、3月）
評議員会
年5回（【定時評議員会6月】、9月、10月、1月、3月）
- (2) 正副会長会（経営基盤強化会議）の開催（毎月）
- (3) 監査の実施 年2回（5月・11月）
- (4) 評議員選任・解任委員会の開催（随時）

2. 連絡調整活動

町民はじめ行政、町内福祉保健施設・団体、ボランティア、NPO、企業等が共通認識のもと協働で福祉のまちづくりに取り組むため、各種事業・活動をとおして連携を深めるとともに、町民や多様な組織・団体等のネットワーク（つながり）を構築できるよう、社協のコーディネート機能の充実に努めます。

- (1) 町内社会福祉施設長連絡会
- (2) 各種関係機関との連携
 - ア. こども課、保健福祉課、国保年金課、学校教育課、生涯学習文化課、産業振興課、住民環境課、町内小中校との連携強化（随時）
 - イ. 町民生委員児童委員連合会等福祉団体との連携強化（随時）
 - ウ. 区長・自治会長との連携強化（随時）
 - エ. 県社協、南部福祉保健所との連携強化（随時）
 - オ. 介護保険施設、障がい者施設、児童福祉施設、介護保険事業所、医療機関等との連携強化（随時）
 - カ. 商工会、観光協会、企業との連携強化（随時）
 - キ. NPO等市民活動団体との連携（随時）

3. 調査研究及び広報・啓発活動

事業・活動の実施をとおして地域における生活課題の把握に努めるとともに、課題の整理・分析を行い、ニーズに即した事業展開や新規事業の開発につなげるよう努めます。

常設の企画・広報委員会と総務・財政委員会については、本会の運営について調査研究が行えるよう事務局から情報提供を行います。

広報啓発活動については、社協だより「ちむぐる」の毎月発行を維持し、社協事業の紹介や福祉情報の提供を強化するとともに、ホームページや町広報紙、電光掲示板、新聞等のマスコミの積極的活用、および「福祉のしおり」の発行などによる広報活動の充実強化に努めます。また、福祉への理解と関心を深めてもらうため、各種福祉月間・週間について広報紙やホームページの活用をとおして啓発活動の強化に努めます。加えて、広報啓発と福祉ニーズの把握及び地域の福祉力を高めることを目的に、字・自治会ごとに地域福祉懇談会を開催します。

また、第一次地域福祉推進計画（第四次地域福祉活動計画）に基づく事業・活動の着実な推進を図るため、事業総括会議をとおした自己評価並びに評価委員会における第三者評価をとおして計画の進行管理及び課題の整理・分析を行うとともに、必要に応じて新たな事業・活動の開発や見直し等を行います。

(1) 調査・研究活動

ア. 委員会の開催

- ① 総務・財政委員会の開催 年3回（6月、11月、2月）
 - ② 企画・広報委員会の開催 年3回（6月、11月、2月）
 - ③ 第一次地域福祉推進計画評価委員会の開催 年1回
- イ. 事業総括会議の開催 年2回（10月、1月）

(2) 広報・啓発活動

ア. 社協だより発行事業の実施

- ① 社協だより編集委員会の開催 年12回
- ② 社協だより「ちむぐる」発行 年12回

イ. 「福祉のしおり」発行

ウ. 地域福祉懇談会の実施（5地区）

エ. ホームページ・ブログの運営

オ. 各種福祉月間・週間に関する啓発活動

4. 福祉教育及びボランティア活動の振興

子どもから高齢者までの福祉に対する理解を深め、地域福祉推進の担い手として福祉意識の高揚を図り、これまで以上に福祉教育を推進します。

福祉教育推進事業は、教育委員会と共催で昭和63年度から実施しており、学校での福祉教育は保育園、幼稚園、小・中・高校 23校の福祉教育推進校が活発な活動を展開しています。また、今年度は各学校の福祉教育実践の成果と課題を確認し、今後の活動推進に役立てるため実践報告会を開催します。

さらに「福祉教育推進基本方針」に基づき、同推進事業を行うにあたり、障がい者など当事者をはじめ地域とのつながりに視点を置いた取り組みとなるよう、学校等と連携して福祉教育を推進します。あわせて、地域を基盤に住民をはじめ行政・福祉施設・企業等と連携した福祉教育を展開し、その取り組みを強化・推進します。

ボランティアに対するニーズは今後ますます多様化することが予測されることから、住民の知識と技能を活かしたボランティア活動の機会づくりや活動支援を継続して実施し、ボランティアセンター基盤の整備に努め、あわせて専門性を持ったNPOとも積極的に連携・協働し、活動を支援します。

災害時に迅速に対応できるよう、行政や関係機関・団体、民生委員・児童委員、区長・自治会長等と日頃から連携し、災害時要支援者の避難等支援を行うための支援ネットワークづくりに取り組むとともに、町が実施する防災訓練に参加し災害時の社協の役割を確認します。

また、ボランティアセンター運営委員会を設置し、第三者を交えた委員とボランティアセンターの事業企画・運営を行い、活性化を図ります。

(1) 福祉教育の推進

- ア. 福祉教育連絡会の開催（8月、2月）
- イ. 福祉教育推進事業助成（23ヶ所）
- ウ. 教員等の福祉教育研修会の開催（8月）
- エ. 福祉教育実践報告会の開催（2月）

(2) ボランティア養成研修の充実

- ア. 10代のボランティア研修会（8月）
- イ. ボランティア養成講座の開催
 - ① 音訳ボランティア養成講座（9月）
 - ② 手話ボランティア養成講座（6月）

(3) ボランティアセンターの基盤整備

- ア. コーディネート機能の充実
 - ① ボランティアの登録、更新
 - ② 登録者の斡旋、情報提供
- イ. ボランティア団体・NPO等との連携
 - ① ボランティア団体連絡会の開催（12月）
 - ② 新春さわやかもちつき大会の開催（1月）
 - ③ 企業等のボランティア活動支援
 - ④ NPO活動の支援
- ウ. ボランティア活動の振興
 - ① 民間福祉資金の活用及び情報提供
 - ② ボランティア保険加入促進、その他
 - ③ ボランティアセンター運営委員会の開催（新規）

(4) 災害ボランティアセンター機能の充実

- ア. 防災訓練への参加
- (5) その他
 - ア. 24時間テレビ募金活動の協力(8月)

5. 低所得者福祉に関する事業

経済情勢や雇用環境の厳しさが長期化する中、経済的な不安を抱える住民も多く、離職時の生活支援を行う総合支援資金をはじめ教育支援資金、転宅資金、緊急小口資金等の生活福祉資金、及び助け合い金庫の貸付を行うことで生活の安定を図り、貸付後においても継続的な相談支援を行い、貸付から償還まで円滑な事業運営ができるよう、ふれあい福祉相談室と連携した支援体制の充実に努めます。

また、昨今、深刻な社会問題として取りざたされている子どもの貧困については、「子ども等貧困対策支援事業」実施をとおして、子どものすこやかな成長を地域住民はじめ関係機関・団体がともに見守り、支援する体制づくりを推進します。

- (1) 生活福祉資金貸付事業の実施
- (2) 助け合い金庫貸付事業の実施
- (3) 歳末たすけあい募金による年末激励金の支給
- (4) 米券・商品券等の支給による援助
- (5) 子ども等貧困対策支援事業
 - ア. 子ども居場所づくり支援(助成金の交付)
 - イ. 学習支援(小規模無料学習塾等への助成金交付)
 - ウ. フードドライブ運動
 - エ. 緊急一時支援金の給付
 - オ. 情報交換会・研修会の開催(保育園・学校など)
 - カ. 各種広報啓発活動
- (6) フードバンクの協力による食料品提供

6. 高齢者福祉に関する事業

高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活を継続できるよう「一般高齢介護予防通所事業」「栄養改善事業(配食サービス)」等の町からの受託事業を実施するとともに、「生活支援体制整備事業」を町より受託し、生活支援コーディネーターを第2層圏域(中学校区)にそれぞれ配置して、高齢者の生活状況や地域の社会資源の把握等に関する業務をとおして地域包括ケアシステムの構築と高齢者の介護予防・健康増進活動、社会参加活動を推進します。

あわせて、在宅介護支援センター運営事業では、アウトリーチにより実態把握を行い、認知症高齢者等要支援者の早期把握を図り、関係者との連携のもと総合的に必要な支援を行うとともに、介護者交流事業・介護教室を通し在宅介護者の支援を行います。

また、介護保険事業である「訪問介護事業」は生活支援サービスを提供する

と共に、在宅要援護者のニーズを把握し、社協部門間の情報共有と連携により制度のはざ間にある生活・福祉課題等について、新たなサービスの開発や住民活動に繋がられるよう在宅における福祉ニーズのアンテナ役として、その機能を発揮できるよう努めます。

さらに、高齢者の健康・生きがいづくりを目的にしている「高齢者健康づくり推進事業」については、健康推進員の配置及び福祉バスの運行を行うとともに、より事業の効果を高めるため、内容の充実を図ります。

友愛訪問事業は、見守りが必要な世帯等への、孤独感の解消と安否確認を行います。

- (1) 在宅介護支援センター運営事業（受託事業）
 - ア. 高齢者実態把握調査の実施
 - イ. 保健・福祉に関する総合相談の実施
 - ウ. 保健・福祉情報の収集及び広報・啓発
- (2) 介護予防等事業の実施（受託事業）
 - ア. 一般高齢介護予防通所事業
 - イ. 栄養改善事業
 - ウ. 家族介護者支援事業
 - ・介護教室
 - ・介護者交流事業
 - エ. ふれあいコールサービス事業
 - オ. 軽度生活援助事業
 - カ. 高齢者外出支援サービス事業
- (3) 生活支援体制整備事業の実施
 - ア. 生活支援コーディネーターの配置
 - イ. 社会資源開発に向けた活動
 - ウ. 第一層協議体（町全域）への参加・協力
 - エ. 生活支援サポーター養成講座の開催
- (4) 友愛訪問事業（週1回）
- (5) 高齢者健康づくり推進事業
- (6) 福祉機器貸出事業（車いす、介護用ベッド、シャワーベンチ、他）
- (7) 訪問介護事業（介護保険事業）
- (8) 介護予防訪問介護事業（介護保険事業）
- (9) 町敬老会行事への協力

7. 児童福祉に関する事業

児童福祉については、「児童福祉月間」の趣旨を周知するため、こいのぼり掲揚式をはじめ、月間ポスター・横断幕の設置、ホームページ・ブログの活用など広報啓発活動に取り組みます。

また、安心して子育てができる環境づくりを目的に、子育てサロンや子育て講演会を開催するとともに、ファミリーサポートセンター事業においては会員登録・斡旋などを行い、住民相互の支えあい・たすけあいによる安心して子育てのできる環境づくりに取り組みます。

さらに、経済的な事情で支援を受けることのできない子育て家庭に対し「子

育てサポートチケット」を提供し、安心して必要な支援を受けることができるよう取り組みます。

そのほか、引き続き「養育支援訪問事業」を実施し子育てに対して不安や孤立感を抱える世帯に対して、行政・保健師等と連携し養育に関する助言等を行い安心して生活できるよう支援します。

- (1) 月間ポスター・横断幕の設置
- (2) こいのぼり掲揚式の実施（町共催 4月）
- (3) 子育て支援事業の実施
 - ア. 子育てサロン事業（6ヶ所）
 - イ. 子育て講演会・講座（1回）
 - ウ. 子育てサポーター連絡会（3回）
 - エ. 子育てサロンだより（ちむぐくる通信）の毎月発行
- (4) 南風原町ファミリーサポートセンター事業の実施（受託事業）
 - ア. 会員登録・斡旋
 - イ. サポーター養成講座の開催（1回）
 - ウ. スキルアップ講座の開催（1回）
 - エ. 「ファミサポだより」の発行（2回：会員向け）
 - オ. 子育てサポートチケットの発行
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 夏まつりキッズパークへの協力

8. 障がい（児）者福祉に関する事業

障がいのある方が自らの選択のもと、福祉サービス等を活用しながら地域で安心して暮らせるよう、福祉施設及び相談機関等との連携を密にし、当事者のニーズに合った支援を図ります。

あわせて、障がいの有無に関わらず、住民が相互の人格と個性を尊重し合いながら、共に生活できるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施し、利用者に選ばれる質の高いサービスの提供に努めるとともに、「地域生活支援事業」については、利用者ニーズの把握に努め、効率的・効果的に実施します。

また、一般相談支援事業・障がい者相談支援事業を実施、地域の障がい者・障がい児の実状やニーズを踏まえ日常生活の自立や社会参加等を推進するため、支えあうまちづくり事業及び関係機関等との連携による相談体制の構築に努めます。

そのほか、障がいのある方の社会参加を目的とした「障がい者パソコン教室」、障がいの有無に関わらず地域住民が共に交流を図る「障がい者スポレク交流事業」を実施します。

- (1) 障害福祉サービスの実施（障害者ホームヘルプサービス）
 - ア. 居宅介護事業
 - イ. 重度訪問介護事業
 - ウ. 同行援護事業

- (2) 障がい者相談支援事業（受託事業）
- (3) 指定一般相談支援事業
 - ア. 基本相談
 - イ. 地域移行支援
 - ウ. 地域定着支援
- (4) 地域生活支援事業の実施（受託事業）
 - ア. 声の広報等発行事業
 - イ. 福祉機器リサイクル事業
- (5) 障がい者パソコン教室の開催
- (6) 障がい者スポレク交流事業の開催
- (7) 県身体障害者スポーツ大会への協力
- (8) 県難聴・言語障害教育研究会への助成

9. ひとり親家庭福祉に関する事業

ひとり親世帯の就労を支援するため、必要な知識や技術を身につけることを目的とした「就労支援事業」を実施します。

また、母子福祉制度の周知と制度の有効活用を促進するため町及び県母子寡婦福祉連合会との連携を密にし、求人情報の提供及び各種講座等の案内を行い、ひとり親世帯に対する支援に取り組みます。

- (1) 就労支援事業（パソコン教室等の開催）

10. 民生委員・児童委員活動の強化促進

地域で社会福祉を推進する要としての民生委員・児童委員の資質向上を図るため、県外研修への派遣を行うほか、町民児連の事務局を担当し、活動支援を行います。

また、昨年度の民生委員・児童委員の一斉改選により、さらに委員定数に対し欠員が多く生じていることから、引き続き、地域・行政と連携し、欠員の縮小及び解消に向けた支援を行います。

- (1) 県外研修への派遣（全国主任児童委員研修会・全国児童委員研究協議会）

11. 福祉総合相談事業（ふれあい福祉相談室）の実施

住民のあらゆる生活・福祉問題を受け止め、適切な助言・援助を行う福祉総合相談事業を継続実施し、必要とする住民へ周知されるよう随時広報に努めるとともに、行政や関係機関と連携を図り、より解決力の高い相談室として住民の生活の安定に向け支援を行います。

- (1) 「ふれあい福祉相談室」の設置・運営
 - ア. 一般相談（月～金）
 - イ. 専門相談（弁護士「月3回」、司法書士「月1回」）
- (2) 常勤相談員の配置（2名）
- (3) 社協・役場相談担当者等連絡会の開催
- (4) 相談機関連絡会の開催
- (5) 福祉情報の収集

1 2. 役・職員の養成研修

地域福祉推進の中核として、社協が住民の福祉ニーズに応え、“福祉でまちづくり”を推進するためには、役職員の資質の向上を図っていくことが必要です。

職員においては、社会福祉の専門家集団としての力量を高めるため、県内外研修、介護保険制度関連研修等に積極的に派遣するとともに「社協らしさ」を発揮した事業運営を推進するため職場内研修や自主勉強会を積極的に実施し、役職員一体となって意識改革を進め資質の向上を図ります。

- (1) 役員研修会の実施（常設委員会合同）
- (2) 役職員の県内外研修会への派遣
- (3) 職員研修会（7月）
- (4) 新入職員研修会（4月）
- (5) ホームヘルパー研修（年1回）
- (6) 自主的勉強会の奨励

1 3. 苦情解決事業の実施

社協が提供する福祉サービスに関する苦情に対し、適切な対応を行なうことで早期解決を進め利用者の満足度を高めるとともに、受付担当者や解決責任者を配置し、さらに客観性を確保するため第三者委員を配置して苦情解決体制を整えます。また、苦情や要望等が把握できるようちむぐくる館内に意見箱を設置します。

- (1) 苦情受付担当者の配置
- (2) 苦情解決責任者の配置
- (3) 第三者委員の配置（2名）
- (4) 第三者委員情報交換会の開催（随時）
- (5) 意見箱の設置

1 4. 日常生活自立支援事業等の推進

日常生活自立支援事業では、基幹的社協(那覇社協)と連携を密にし、高齢者や

障がい者（知的・精神）など、判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助、関係書類等の預かりサービスをとおして、住みなれた地域で安心できるよう支援を行います。

また、日常生活自立支援事業の利用が困難かつ日常生活上の簡易な金銭管理を必要としている方に対して、自主事業である「日常的な金銭管理支援事業」の利用をとおして安心して在宅生活を継続できるよう支援を行うとともに、本事業の利用ニーズや課題の把握、効果などを検証し、事務局内の連携を強化し、総合的な支援体制の構築に努めます。

あわせて、本事業の周知を図り、必要としている住民にきちんと情報が届くよう広報活動の強化に努めます。

- (1) 日常生活自立支援事業の推進
- (2) 日常的な金銭管理支援事業の実施
- (3) ニーズ把握調査の実施

15. 支えあうまちづくりの推進

支えあうまちづくり事業においては、各小学校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を含む全ての個人・世帯を対象に要支援者を把握するとともに、住民による支えあい・助け合い活動を障がい者相談支援事業と一体的に推進します。

あわせて軽易な生活支援について住民参加型の有償サービスを活用するなど、地域住民との密接な関わりの中から、公助、互助、自助の働きを活性化させ、役場、社協、住民の連携のもと生活支援活動をコーディネートし、住民が主体となった支えあい・助け合い活動によって制度のはざ間にある生活課題を解決することができるよう、同事業を推進します。

また、今年度も「地域支え合い体制づくり事業」を継続し、住民の主体的な地域福祉活動及び住民の“絆”を深める事業・活動を支援するとともに、地域福祉活動において重要な役割を担う民生委員・児童委員と見守り活動をはじめとする各種地域福祉活動に積極的に参加・協力する福祉協力員の委嘱並びに育成等に取り組むことで、住民が主体となった支えあうまちづくりを強力に推進します。

そのほか、引き続き「社会的孤立対策モデル事業」を県社協から助成を受け、社会的孤立者に対して、より身近な地域において地域住民が顔の見えるつながりの中で主体的に支え合い、相談、見守り、生活支援等について、「支えあうまちづくり事業」、「地域支え合い体制づくり事業」、「生活支援体制整備事業」と連携して実施します。

さらに、小地域福祉ネットワーク活動の推進については、活動費の助成や研修会の実施を通して個別支援活動の強化に向けた支援を行うとともに、老人クラブや女性会、青年会、PTA等の多様な地域団体が参加する組織づくりに取り組みます。

- (1) 支えあうまちづくり事業の実施
ア. 生活課題の把握と情報共有のシステムづくり

- ①コミュニティソーシャルワーカーの配置（各小学校区）
 - ②福祉マップづくり
 - ③見守り活動、生活支援活動
 - ④企業等との見守り協定の締結（新規）
 - イ. まちづくりサポートセンターの設置・運営
 - ①提供会員、依頼会員の登録・あっせん
- (2) 地域支え合い体制づくり事業の実施
- ア. 支えあい・たすけあう地域づくり事業の実施
 - ①地域づくり推進委員会の設置・運営
 - ②福祉協力員の委嘱と活動支援
 - ③住民の“絆”を深める事業・活動への支援（助成金交付）
 - イ. 住民の交流拠点整備（施設改修）事業の実施
 - ウ. 地域づくりを支える人材育成事業の実施
 - ①福祉協力員養成講座の開催
 - ②地域づくり講座の開催
 - ③各種ボランティア講座の開催
- (3) 社会的孤立対策モデル事業（県社協助成事業）
- ア. モデル必須事業
 - ①コミュニティソーシャルワーカーの配置（嘱託）（再掲）
 - ②地域づくり推進委員会の設置・運営（再掲）
 - ③移動相談所の設置
 - ④地域福祉推進会議（仮称）の開催（随時）
 - ⑤地域福祉推進協議会（仮称）の開催
 - イ. 独自事業
 - ①企業等との見守り協定の締結（再掲）
 - ②災害時要援護者見守り支援台帳の整備
 - ③就労体験事業の実施
 - ④夜間寺小屋モデル事業の実施
 - ⑤福祉協力員100人研修会の実施
 - ⑥地域支えあいを考える講演会の開催
 - ⑦全国校区・小地域福祉活動サミットへの参加・派遣
- (4) 小地域福祉ネットワークづくり推進事業
- ア. 推進地区の指定と活動支援（現在16ヶ所、新規1ヶ所）
 - イ. ネットワーク連絡会の開催（6月、10月）
 - ウ. 小地域福祉ネットワーク宿泊研修会の開催
 - エ. 組織・機能強化に向けた各種取り組みの実施

16. 各種福祉団体の支援

福祉団体等の支援については、各団体の自立化に向けた意識づけを行いながら、5団体の事務局を担当するとともに、活動費の一部を助成し、団体活動を

支援します。

(1) 各種福祉団体の育成（事務局）

- ア. 町民生委員児童委員連合会
- イ. 町老人クラブ連合会
- ウ. 町身体障害者福祉会
- エ. 町母子寡婦福祉会
- オ. 町介護者の会「にじの会」

(2) 各種福祉団体への助成

- ア. 町民生委員児童委員連合会
- イ. 町老人クラブ連合会
- ウ. 町身体障害者福祉会
- エ. 町手をつなぐ育成会
- オ. 町母子寡婦福祉会
- カ. 町更生保護女性会
- キ. 手話サークル「こがねもり」
- ク. 音訳サークル「たんぽぽ」

17.自己財源の増強

- (1) 社協会員加入促進（7月）
- (2) 赤い羽根共同募金運動への協力（10月）
- (3) 歳末たすけあい運動への協力（12月）
- (4) チャリティー芸能公演等の実施（4月）

18. その他の事業

- (1) 災害等支援活動の実施（災害等見舞金の支給）
- (2) マイクロバスの管理運用
- (3) その他、社会福祉に関する必要な事業

他、社会福祉に関する必要な事業